加盟団体理事長 各位加盟団体事務局長 各位

公益社団法人日本ライフル射撃協会 専務理事 袴田登喜造

感染防止対策の見直し

令和5年1月27日、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて政府の感染症対策本部は、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から今の「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針を決定しました。

また、2月10日には、「マスク着用の考え方の見直し等について」の決定、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われるとともに、これらを踏まえた業種別ガイドラインの見直し等に関する依頼が、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より送付されました。

これらを受けて、当協会は 2020 年 3 月以来数度発出した「感染拡大防止に向けた対策」を見直して、以下の通りとしたくお知らせいたします。

<競技会/会合におけるマスクの取り扱い>

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、感染防止対策として効果的である場合にはマスクの着用を推奨する。

<競技会における推奨事項>

- ・機械換気による常時換気又は窓開け換気
- ・競技会場におけるイベント参加者間の適切な距離の確保
- ・参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側による会場の消毒 の実施

なお、2021 年 10 月の「競技会等開催・実施時の感染防止策チェックリスト」 は廃止いたします。

<今後の感染症対策見直し情報>

一般的事項は厚生労働省の、競技会などに関する事項はスポーツ庁のホームページに随時掲載されるので、必要に応じて確認をしてください。

※参考 スポーツ庁(令和5年2月13日)ホームページから新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について(周知)https://www.mext.go.jp/content/20230215-mxt kouhou01-000007004 1.pdf